

で借宅いたし、姓名を長監物と改て住居す。其屋主は礪師にて、監物が身代をかせぐ躰もなく、様子もなきを見、身寄せがれ候へとすゝむれども、少し存寄有之候とて喰つぶしる。或時亭主を呼び、其方は礪屋なれば、我等大小を見給へとて、刀を見せけるに、少し抜かけ推戴き、扱々結構成刀、正宗に無紛と云。脇指を見せければ、是も來國俊也と申候。亭主云様は、二腰とも御自分指料には過分の物也。大名衆指料に賣拂ひ、浪人のたつきにも被成候へと云。三太郎聞て、成程同心なり。何分にも頼入と云ひ、代りの大小を買ひ、右の大小を亭主へ渡す。半年許有之、亭主白銀十三貫目持出で三太郎へ渡之、御大小の代銀也。本阿彌家へ遣し候はゞ、猶宜敷拂候はんづれども、江戸へ遣し候へば延引に罷成候故、都にて拂候。不足に可有之候へども、御堪忍候へと云。三太郎聞て扱て過分の至也。骨折にとて、上の三貫目其方へ可遣といふ。亭主再三辭しけれども終に不聞。其後頼みけるは、江戸へ罷越身代かせぎ度候間、若黨二人、鎗持一人草履取・挾箱持召置くれよと云。又惣金の屏風一雙、箱入にして調へくれ候へと頼む。亭主心得才覺す。但金

屏風は、江戸にてもとめ可然と云けれども、達て望ければ求め遣し候。扱乗懸馬に打乗り旅立て、旅宿々々にては此金屏風をはしらかしけり。扱江戸參着、町並に借宅し、かの金屏風を平生立て、長監物と大文字に名札を打て住す。月日かさなれども身代かせぐ様子もなき故、亭主不審しけるに、拙子望の通には今時はか取不申筈、運を天に任せて在といふ。然處如何なる故にや、藤堂大學頭殿より、長氏の者を召抱度とて、方々聞立被申候。亭主幸に藤堂氏へ出入仕候に付、此儀を申出す。幸の事なり、二百石許にも召置度との事也。其段監物に申ければえせ笑て、取持過分也と迄云て不取合。亭主おづ／＼聞けるに、如此零落いたせども、二百石や三百石に奉公には出られずと云。其段申入ければ、然ば五百石に可抱との事に付、其段申聞けれども初の如くに云て居る。大學猶ゆかしく、千石に抱可申とありけり。其時監物云けるは、度々の取持過分の至、猶不足に存候へども、其方に對し奉公に可出とて領掌す。終に藤堂氏の家臣となる。右の首尾調ふと、即刻早飛脚を以て賀州長家へ、右の趣一々書記し、御爪の端と申立、身上相濟申候。

其許へ尋ねに可參候。御返答一つにて身代の浮沈相極候。何分にも奉願候旨申贈候。九郎左衛門、前田對馬へ此旨及相談候。下にては難濟とて、當參議公へ奉伺けるに、九郎左衛門存じ寄次第に候。但人の身上の事に候間、其心得可有候事に候旨命下る。其飛脚には先相心得候と返事申遣けるに、大學頭殿より尋に參候飛脚に、石動にて行逢と也。此返書には九郎左衛門家へ、成程筋目有之同姓無紛候旨申贈らる。監物彌首尾調ひぬ。これほどの者故才覺宜敷、大覺頭殿氣に入れり。其頃大學頭殿大名一番の摺切也。簡略の相談家老ども僉議の上、監物才覺宜敷候間、此者簡略奉行可然と言上に付、其役被申付に家中は不及申、百姓町人等迄難儀に不及、扱國用も不自由無之様に工夫いたし、五年の内借銀迄不殘相濟けり。依之彌氣に入、段々取立八千石を給ひ、家老に被申付候時、往昔小人奉公いたし、元來長氏にては無之有増、有のまゝに言上しければ、正直成もの也とて彌氣に入、藤堂氏を賜て藤堂監物と稱する是也。其子も相續て家老職を勤む。此仔細に付御家へ御出入いたし、元祿年中迄戻子肩衣拾卷づつ献上いたし、被下物も有

之候處、近年御簡略にて此事は相止候。

一、小松葦島御亭の怪異

享保六年^{辛丑}八月十五日夜、東都御城内御小姓組仙石因幡守殿組御番所の次の間中程へ、亥時頃より茶臼の上石ほどの石落申候。天井の板は損不申候旨、何方より落候と申事知不申候旨、同月廿三日利倉善佐^{坊主衆}也。本邸へ參候ての物語也。此話に付宮井重徳話に云。微妙公の御代、小松葦島の御亭に晝夜兩人宛士の勤番あり。或夜御亭の内、殊の外物騒しく難心得候に付、宿直の士襖戸を開き見れ共、廣き亭の事故見えかね候。下番の足輕を呼寄、内へ入見届可申候。我等は口の方へ出る所を、仕留可申旨申付る。足輕一人内へ入り探りありくに、何かはしらず手にさはるゆゑ、組付けれども手に不合に付、脇刺にて突きければ、南無阿彌陀佛と唱へけるに力を得、ばけ物しとめたりと呼ければ、何れも内へ入、火を以て之を見れば、男一人突殺したり。能く見れば小松町の番太郎也。其居所へ人を遣しとふに、番太郎不見。棒を一本持て居たり。町を廻りたるまゝにて、御亭の内へ入たりと見ゆ。可入の口もなし、怪敷事也。其夜の勤番の